

高齢者・障がい者福祉施設 管理者の皆様へ

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の第3波による深刻な感染拡大がありました。令和3年2月28日をもって緊急事態宣言が解除となりました。

高齢者・障がい者福祉施設についても、多数のクラスターが発生するなど、感染が多く発生しましたが、県内で緊急事態宣言の解除が実現できたのは、施設の管理者の皆様の感染防止対策への取り組みのおかげであり、心から感謝いたします。

しかしながら、第3波は決して終わったわけではありません。引き続き「第3波の終息」を目指し、さらに感染を抑え込み、「再拡大を阻止」する必要があります。施設の管理者の皆様には、改めて、感染防止対策の継続をお願いします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課・障害福祉課

「第3波の終息」と「再拡大の阻止」に向け、 感染防止対策の継続を！

感染を施設に持ち込まない対策を継続してください

- 職員の日常生活での感染リスクを避ける行動の継続をお願いします。
- 職員が体調不良時にストレスなく休める環境を作ってください。
- 利用者、面会者など来訪者すべての体調チェックの継続をお願いします。

感染を拡大させない対策を継続してください

- 施設内の標準予防策(マスクの常用、手指消毒の強化)を、すべての関係者に対し、継続をお願いします。
- 入所施設では、すべての入所者の体調確認体制の継続をお願いします。

コロナガードによる体制整備を継続してください

- コロナガード(感染対策担当者)による対策の確認を継続してください。
- 施設内でコロナハラスメントが無いよう対策してください。

関係する医師・医療機関との連携を行ってください

- 感染予防対策、また万が一感染が発生した場合の体制確保のため、配置医や協力医療機関など、関係する医師・医療機関と事前に連携を行ってください。